

令和4年1月1日から「**海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年12月25日法律第136号)**」に基づく**手続きが、メールにより可能**となりました！
 ※対象となるお手続きは、次のページをご確認ください。



国民や事業者の皆様に対して求めていた各種手続きの簡素化を図るため、下記に基づき検討がなされ、海上保安庁においても本格的に運用が開始されるものです。

- デジタル手続法* (平成14年法律第151号) の令和元年改正により、行政機関が実施する手続き (申請及び申請に基づく処分通知) を原則オンライン化。
- 「規制改革実施計画」 (令和2年7月17日閣議決定) により、各種手続きを見直し。
- 「押印を求める手続きの見直し等のための国土交通省令の一部を改正する省令」 (令和3年1月1日公布・施行) により、**押印を廃止**。
※正式名称：情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

⚠️メールによる提出を希望される方は、最寄りの海上保安部等にお問い合わせください。

部署名	郵便番号	住所	電話番号
青森海上保安部	030-0811	青森市青柳1-1-2	017-734-2421
八戸海上保安部	031-0831	八戸市築港街2-16	0178-33-1221
釜石海上保安部	026-0012	釜石市魚河岸1-2	0193-22-3825
宮城海上保安部	985-0011	塩釜市貞山通3-4-1	022-363-0114
秋田海上保安部	011-0945	秋田市土崎港西1-7-35	018-845-1622
酒田海上保安部	998-0036	酒田市船場町2-5-43	0234-22-1830
福島海上保安部	971-8101	いわき市小名浜字辰巳町66	0246-53-7111



『未来に残そう 青い海』

**第二管区海上保安本部
 警備救難部環境防災課**



法令に基づく各種様式は海上保安庁ホームページからも確認できます。
<https://www.kaiho.milt.go.jp/ope/apply/info.html>

対象手続き一覧

※法律 ⇒ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

※規則 ⇒ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則

手続内容 1	手続内容 2	根拠法令等
海洋汚染の防止に係る試験研究のための船舶からの油の海洋排出	A 承認申請	☑ 規則第 8 条の 4
	B 再交付申請	☑ 規則第 8 条の 7 第 1 項
船舶からの廃棄物排出の確認の申請	C 申請	☑ 法律第 10 条の 12 第 1 項
廃棄物の排出確認済証の再交付	D 申請	☑ 規則第 12 条の 3 の 10 第 1 項
廃棄物排出船に関する手続き	E 登録事項の変更・廃止の届出	☑ 法律第 14 条
	F 登録事項変更	☑ 規則第 12 条の 9 第 2 項
	G 積込地変更に伴う管轄区域の変更	☑ 規則第 12 条の 9 第 5 項
	H 登録済証の再交付の申請	☑ 規則第 12 条の 11 第 1 項
海洋汚染の防止に関する試験研究のための航空機からの油の海洋排出	I 承認申請	☑ 規則第 12 条の 15
	J 承認証の再交付申請	☑ 規則第 12 条の 15
海洋施設からの廃棄物排出に関する手続き	K 確認申請	☑ 法律第 18 条の 2 第 2 項
	L 再交付申請	☑ 規則第 12 条の 16 の 2 第 2 項
海洋施設の届出	M 設置届出	☑ 法律第 18 条の 3 第 1 項
	N 変更届出	☑ 法律第 18 条の 3 第 2 項
廃棄物排出状況の報告	O 報告	☑ 規則第 38 条第 1 項表 4 号
油等の取扱いに関する作業の報告	P 報告	☑ 法律第 48 条第 4 項
特定油等防除資材の備付けの報告	Q 報告	☑ 規則第 38 条第 4 項
特定油等防除資材の備付けの報告 (Q 以外)	R 報告	☑ 規則第 38 条第 5 項
油回収船等の配備に関する報告	S 報告	☑ 規則第 38 条第 6 項
特定油以外の油及び有害液体物質の防除のための資材等に関する報告	T 報告	☑ 規則第 38 条第 7 項